

アフターコロナにより増加する訪日外国人客を本市へ引き込み、観光地「名取」としての位置づけを確立することを目的として、外国人観光客の満足度向上を図るため、市内事業者等が行うインバウンド受入環境整備事業に対し補助金を交付するもの。

補助対象者

以下分野における事業者又は団体であり、かつ県内に事業所を有する法人又は個人とする。
 (1)宿泊(2)製造(3)飲食(4)観光(5)交通(6)小売(7)まちづくり会社等(8)その他市長が必要と認める者

補助対象

対象事業区分	対象事業	対象経費
1. Wi-Fi利用環境の整備事業	① 公衆無線LANの設置又は増設 ② ①に係る回線開設、配線整備、電気工事 ③ ①に伴う利用案内板・音声ガイド等の制作	(1) 製作費 (2) 工事費 (3) 翻訳費 (4) 印刷製本費 (5) 備品購入費 (6) 補助対象事業の導入に係る初回登録料
2. パンフレット・案内表示などの多言語化事業	多言語案内の整備（デジタルサイネージ、多言語案内・翻訳システム機器導入、案内標識、案内表示、掲示・配布物、HP等）	(7) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの
3. 電子決済端末購入事業	① クレジットカード、電子マネー等の決済端末の導入 ② ①に係る回線開設、配線整備、電気工事 ③ ①に伴う利用案内板・音声ガイド等の制作	(1) 謝金 (2) 講師等の旅費 (3) 広報費又は広告宣伝費 (4) 賃借料 (5) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの
4. インバウンドツアー造成事業 ※名取市内の観光を含むものに 限る。	訪日外国人客に向けた名取市内を含む観光ツアーの造成（外国語ガイド育成・確保、ツアーの魅力向上に資する有識者・専門家の招聘、ツアーの販売に必要な資材の制作や情報発信、観光バスの借り上げ等）	

補助金額

補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た金額（上限50万円）

補助対象期間

補助金交付決定後から令和9年3月31日（水）まで
 ※補助対象経費は、上記期間中に生じたものが対象です。

担当：名取市商工観光課
 電話：022-724-7149

